

Q

14

補助人と被補助人の利益が相反する場合

被補助人は、補助人である私の1人息子です。私の夫が死亡したため、遺産分割を行うことになりましたが、手続の際に司法書士から「利益相反になるので臨時補助人の選任が必要」と言われました。これはどういう意味ですか。



A

補助人が、同意権・代理権を有する行為について、自分の立場と被補助人の法定代理人の立場を兼ねる場合、利益相反になります。このような場合には、その手続のために臨時補助人を選ぶ必要があります。

【利益相反が生じた場合】

補助人・被補助人の双方が相続人となる遺産分割の場合、補助人はその気になれば、自分の取り分を多くし、被補助人の取り分を少なくすることも考えられます。このような関係のことを「利益相反」と言います。

補助人と被補助人の立場が重なり、利益相反になると、被補助人の利益が守られない事態も想定されることから、補助人以外の人を被補助人の代理人（臨時補助人）として選任する必要があります。

ただし、補助監督人が選任されている場合は、臨時補助人を選任する必要はありません。補助監督人が被補助人の代理人になるからです。

【臨時補助人選任に当たって】

「臨時補助人選任」の申立ての際には、利益相反の関係に当たる行為について具体的に記載していただきます。遺産分割などの場合は、遺産分割協議案を添付していただいています。

臨時補助人は、その手続だけのために選ばれるものですから、手続が終われば、当然に任務は終了します。